

新 旧 対 照 表

第1 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>措置法第31条の2《優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>（地方道路公社等に対する土地等の譲渡）</p> <p>31の2-1 ……、当該譲渡に係る土地等が当該特定法人が行う措置法第33条第1項第1号に規定する土地収用法等に基づく収用（同項第2号の買取り及び同条第4項第1号の使用を含む。以下31の2-3までにおいて同じ。）の対償に充てられるものから、……。</p> <p>措置法第31条の3《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>（固定資産の交換の特例等との関係）</p> <p>31の3-1 ……、第37条の6《特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例》若しくは第37条の8《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、……、第37条又は第37条の4の規定の適用を受けることができるときは、……。</p> <p>① ……。</p> <p>2 ……。</p> <p>措置法第32条《短期譲渡所得の課税の特例》関係</p>	<p>措置法第31条の2《優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>（地方道路公社等に対する土地等の譲渡）</p> <p>31の2-1 ……、当該譲渡に係る土地等が当該特定法人が行う措置法第33条第1項第1号に規定する土地収用法等に基づく収用（同項第2号の買取り及び同条第3項第1号の使用を含む。以下31の2-3までにおいて同じ。）の対償に充てられるものから、……。</p> <p>措置法第31条の3《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>（固定資産の交換の特例等との関係）</p> <p>31の3-1 ……、第37条の6《特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例》、第37条の8《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》若しくは第37条の9《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、……、第37条、第37条の4又は第37条の9の規定の適用を受けることができるときは、……。</p> <p>① ……。</p> <p>2 ……。</p> <p>措置法第32条《短期譲渡所得の課税の特例》関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(課税繰延べの特例の適用を受ける場合の1,000㎡の面積基準の判定)</p> <p>32-8、第37条の5《既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例》又は第37条の6《特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、.。</p> <p>措置法第33条《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》関係</p> <p>(既存の公的施設の機能復旧に該当するための要件)</p> <p>33-3。</p> <p>(1)。</p> <p>(註) ただし書に該当する事例としては、<u>車線</u>の幅員を道路構造令第5条《<u>車線等</u>》に規定する幅員まで拡張する場合がある。</p> <p>(2)。</p> <p>(3)。</p> <p>(権利変換差額等についての収用等の課税の特例)</p> <p>33-6 個人が、第一種市街地再開発事業若しくは第二種市街地再開発事業の施行に伴い取得した変換取得資産(措置法令第22条の3第4項第1号《<u>換地処分等</u>に伴い資産を取得した場合の課税の特例》に規定する変換取得資産をいう。以下<u>35の2-10</u>までにおいて同じ。)若しくは対償取得資産(同条第2項に規定する対償取得資産をいう。以下<u>35の2-10</u>及び<u>35の2-10</u>において同じ。)又は防災街区整備事業の施行に伴い取得した防災変換取得資産(同条第7項に規定する防災変換取得資産をいう。以下<u>35の2-10</u>までにおいて同じ。)を有する個人から当該変換取得資産若しくは対償取得資産又は防災変換取得資産を所得税法第60条第1項第1号《<u>贈与等</u>により取得した資産の取得費等》に掲げる贈与、相続又は遺贈により取得した場合において、.、そのなった日において措置法第33条の3第2項に規定する旧資産又は同条第4項に規定する防災旧資産のうち措置法令第22条の3第4項又は<u>第7項</u>に規定する部分につき収用等による譲渡</p>	<p>(課税繰延べの特例の適用を受ける場合の1,000㎡の面積基準の判定)</p> <p>32-8、第37条の5《既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例》、第37条の6《特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例》<u>又は第37条の9《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》</u>の規定の適用を受ける場合には、.。</p> <p>措置法第33条《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》関係</p> <p>(既存の公的施設の機能復旧に該当するための要件)</p> <p>33-3。</p> <p>(1)。</p> <p>(註) ただし書に該当する事例としては、<u>道路</u>の幅員を道路構造令第7条《<u>車道の幅員</u>》に規定する幅員まで拡張する場合がある。</p> <p>(2)。</p> <p>(3)。</p> <p>(権利変換差額等についての収用等の課税の特例)</p> <p>33-6 個人が、第一種市街地再開発事業若しくは第二種市街地再開発事業の施行に伴い取得した変換取得資産(措置法令第22条の3第3項第1号《<u>換地処分等</u>に伴い資産を取得した場合の課税の特例》に規定する変換取得資産をいう。以下<u>37の9-19</u>までにおいて同じ。)若しくは対償取得資産(同条第2項に規定する対償取得資産をいう。以下<u>37の9-19</u>までにおいて同じ。)又は防災街区整備事業の施行に伴い取得した防災変換取得資産(同条第6項に規定する防災変換取得資産をいう。以下<u>37の9-19</u>までにおいて同じ。)を有する個人から当該変換取得資産若しくは対償取得資産又は防災変換取得資産を所得税法第60条第1項第1号《<u>贈与等</u>により取得した資産の取得費等》に掲げる贈与、相続又は遺贈により取得した場合において、.、そのなった日において措置法第33条の3第2項に規定する旧資産又は同条第4項に規定する防災旧資産のうち措置法令第22条の3第4項又は<u>第6項</u>に規定する部分につき収用等による譲渡があつ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>があったものとして措置法第33条の規定の適用があるものとする。</p> <p>(対価補償金とその他の補償金との区分)</p> <p>33-8 措置法第33条第1項又は第33条の2第1項に規定する補償金、対価又は清算金の額（第33条第4項の規定により、・・・・・・、収用等による譲渡（第33条第4項の規定により収用等による譲渡とみなされるものを含む。以下同じ。）の目的となった資産の収用等の対価たる金額（以下「対価補償金」という。）をいうのであるから、・・・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・・</p> <p>(2) ・・・・・・</p> <p>(3) ・・・・・・</p> <p>(4) ・・・・・・</p> <p>(土地等の使用に伴う損失の補償金を対価補償金とみなす場合)</p> <p>33-26 ・・・・・・、土地収用法等の規定により収用をし又は取壊し若しくは除去をしなければならなくなった場合において交付を受ける当該資産の対価又は損失に対する補償金（措置法令第22条第22項に規定するものに限る。）は、当該土地等を使用させることが措置法第33条第4項第1号に規定する要件を満たさないときにおいても、・・・・・・。</p> <p>(逆収用の請求ができる場合に買い取られた資産等の対価)</p> <p>33-27 措置法第33条第4項第2号の収用等をされた土地の上にある資産につき土地収用法等の規定に基づく収用をしなければならなくなった場合において、・・・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・・</p> <p>(2) ・・・・・・</p> <p>(注) ・・・・・・。</p> <p>(取壊し又は除去をしなければならない資産等の損失に対する補償金)</p> <p>33-28 措置法第33条第4項第2号の収用等をされた土地の上にある資産につき取壊し又は除去をしなければならなくなった場合において、・・・・・・、当該資産又は当該土地の上にある建物に係る配偶者居住権自体について生ずる損失に対する補償金で措置法令第22条第22項第2号に掲げるものの交付を受けるときに限られることに留意する。</p>	<p>たものとして措置法第33条の規定の適用があるものとする。</p> <p>(対価補償金とその他の補償金との区分)</p> <p>33-8 措置法第33条第1項又は第33条の2第1項に規定する補償金、対価又は清算金の額（第33条第3項の規定により、・・・・・・、収用等による譲渡（第33条第3項の規定により収用等による譲渡とみなされるものを含む。以下同じ。）の目的となった資産の収用等の対価たる金額（以下「対価補償金」という。）をいうのであるから、・・・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・・</p> <p>(2) ・・・・・・</p> <p>(3) ・・・・・・</p> <p>(4) ・・・・・・</p> <p>(土地等の使用に伴う損失の補償金を対価補償金とみなす場合)</p> <p>33-26 ・・・・・・、土地収用法等の規定により収用をし又は取壊し若しくは除去をしなければならなくなった場合において交付を受ける当該資産の対価又は損失に対する補償金（措置法令第22条第20項に規定するものに限る。）は、当該土地等を使用させることが措置法第33条第3項第1号に規定する要件を満たさないときにおいても、・・・・・・。</p> <p>(逆収用の請求ができる場合に買い取られた資産等の対価)</p> <p>33-27 措置法第33条第3項第2号の収用等をされた土地の上にある資産につき土地収用法等の規定に基づく収用をしなければならなくなった場合において、・・・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・・</p> <p>(2) ・・・・・・</p> <p>(注) ・・・・・・。</p> <p>(取壊し又は除去をしなければならない資産等の損失に対する補償金)</p> <p>33-28 措置法第33条第3項第2号の収用等をされた土地の上にある資産につき取壊し又は除去をしなければならなくなった場合において、・・・・・・、当該資産又は当該土地の上にある建物に係る配偶者居住権自体について生ずる損失に対する補償金で措置法令第22条第20項第2号に掲げるものの交付を受けるときに限られることに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(取壊し等による損失補償金の取扱い) 33-28の2、当該資産若しくは当該土地の上にある建物に係る配偶者居住権の対価又は損失に対する補償金(措置法令第22条第22項に規定するものに限る。)を取得するときは、措置法第33条第4項第2号の規定に準じ、.。</p> <p>(発生資材等の売却代金) 33-29、措置法令第22条第22項第2号に規定する補償金の額には該当しないのであるから留意する。</p> <p>(伐採立竹木の損失補償金と売却代金とがある場合の必要経費等の控除) 33-29の2 措置法第33条第4項第2号に規定する補償金を取得して伐採した立竹木を他に売却した場合には、.。</p> <p>(借家人補償金) 33-30、措置法第33条第4項第2号の場合の対価補償金とみなして取り扱う。 (注)。</p> <p>(借家権の範囲) 33-31、同条第4項第2号の補償金に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(除却される資産等の損失に対する補償金) 33-31の2 措置法第33条第4項第3号に規定する「資産が土地区画整理法第77条の規定により除却される場合において、.。</p> <p>(配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の価値の減少による損失補償金の取扱い) 33-31の3、当該権利の対価又は損失に対する補償金(措置法令第22条第24項に規定するものに限る。)を取得するときは、措置法第33条第4項第4号の規定に準じ、.。</p>	<p>(取壊し等による損失補償金の取扱い) 33-28の2、当該資産若しくは当該土地の上にある建物に係る配偶者居住権の対価又は損失に対する補償金(措置法令第22条第20項に規定するものに限る。)を取得するときは、措置法第33条第3項第2号の規定に準じ、.。</p> <p>(発生資材等の売却代金) 33-29、措置法令第22条第20項第2号に規定する補償金の額には該当しないのであるから留意する。</p> <p>(伐採立竹木の損失補償金と売却代金とがある場合の必要経費等の控除) 33-29の2 措置法第33条第3項第2号に規定する補償金を取得して伐採した立竹木を他に売却した場合には、.。</p> <p>(借家人補償金) 33-30、措置法第33条第3項第2号の場合の対価補償金とみなして取り扱う。 (注)。</p> <p>(借家権の範囲) 33-31、同条第3項第2号の補償金に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(除却される資産等の損失に対する補償金) 33-31の2 措置法第33条第3項第3号に規定する「資産が土地区画整理法第77条の規定により除却される場合において、.。</p> <p>(配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の価値の減少による損失補償金の取扱い) 33-31の3、当該権利の対価又は損失に対する補償金(措置法令第22条第22項に規定するものに限る。)を取得するときは、措置法第33条第3項第4号の規定に準じ、.。</p>

改正後	改正前
<p>(経費補償金等の課税延期)</p> <p>33-33 ・・・・、収用等のあった日の属する年の翌年1月1日から収用等のあった日以後2年（地下鉄工事のため一旦建物を取り壊し、工事完成後従前の場所に建築する場合等措置法令第22条第19項各号《代替資産の取得期限の特例》に掲げる場合に該当するときは、・・・。</p> <p>(代替資産の取得の時期)</p> <p>33-47 措置法第33条第2項に規定する「当該収用等により当該個人の有する資産の譲渡をすることとなることが明らかとなった日」とは、土地収用法第16条《事業の認定》の規定による事業認定又は起業者から買取り等の申出があったこと等によりその有する資産について収用等をされることが明らかとなった日をいい、措置法令第22条第17項に規定する「当該収用等により同項の個人の有する資産の譲渡をすることとなることが明らかとなった日」についても、また同様である。</p>	<p>(経費補償金等の課税延期)</p> <p>33-33 ・・・・、収用等のあった日の属する年の翌年1月1日から収用等のあった日以後2年（地下鉄工事のためいったん建物を取り壊し、工事完成後従前の場所に建築する場合等措置法令第22条第17項各号《代替資産の取得期限の特例》に掲げる場合に該当するときは、・・・。</p> <p>(代替資産の取得の時期)</p> <p>33-47 土地収用法第16条《事業の認定》の規定による事業認定又は起業者から買取り等の申出があったこと等によりその有する資産について収用等をされることが明らかであるため、それに代わる資産をあらかじめ取得した場合には、当該取得した資産が次の(1)又は(2)に該当するものであり、かつ、当該事業認定又は買取り等の申出等があった日以後に取得したものであるときに限り、収用等があった日の属する年において、当該取得した資産(措置法第19条第1項各号に規定する特別償却の適用を受けた資産を除く。)を代替資産として措置法第33条第1項の規定の適用を受けることができることに取り扱う。</p> <p>この場合において、代替資産として取り扱われる資産が減価償却資産であるときは、同項に規定する取得価額は、実際に当該資産を取得するために要した金額によるものとし、当該資産について既に必要経費に算入された償却費の額があるときは、当該償却費の額のうち措置法第33条の6《代替資産の取得価額の計算》の規定により当該代替資産の取得価額とされる金額を基礎として計算した償却費の額を超える金額は、収用等のあった日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入するものとする。</p> <p>(1) 土地又は土地の上に存する権利については、収用等があった日の属する年の1月1日前1年（収用等があったことに伴い、工場、事務所その他の建物、構築物又は機械及び装置（以下この項において「工場等」という。）の建設又は移転を要する場合において、当該工場等の敷地の用に供するための宅地の造成並びに当該工場等の建設及び移転に要する期間が通常1年を超えると認められることその他これに類する事情があるときは、収用等があった日の属する年の1月1日前3年）以内に取得したものであること。</p> <p>(2) 建物、構築物並びに機械及び装置については、収用等があった日の属する年の1月1日前1年以内に取得したものであること。</p>

改正後	改正前
<p><u>(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)</u></p> <p>33-47の2 代替資産の取得につき措置法第33条第2項の規定を適用する場合における措置法令第22条第17項に定める「その他これに準ずる事情があるとき」には、譲渡資産について次に掲げるような事情があるためやむを得ずその譲渡が遅延した場合が含まれるものとする。</p> <p>(1) <u>借地人又は借家人が容易に立退きに応じないため譲渡ができなかったこと。</u></p> <p>(2) <u>災害等によりその譲渡に関する計画の変更を余儀なくされたこと。</u></p> <p>(3) <u>(1)又は(2)に準ずる特別な事情があったこと。</u></p> <p><u>(特別償却等を実施した先行取得資産の取扱い)</u></p> <p>33-47の3 譲渡資産の譲渡をした日の属する年の前年以前に取得した資産につき措置法第19条第1項各号《特別償却等》に掲げる規定の適用を受けている場合には、当該資産が措置法第33条第2項の規定に該当するものであっても、同項の規定の適用はないものとする。</p> <p><u>(譲渡の日の属する年の前年以前において取得した資産の特例の適用)</u></p> <p>33-47の4 措置法第33条第2項の規定により譲渡資産の譲渡の日の属する年の前年以前に取得した資産を当該譲渡資産に係る代替資産とすることができる場合において、当該代替資産の取得価額が当該譲渡による収入金額を超えるときは、その超える金額に相当する部分の資産については、当該譲渡の日の属する年の翌年以後における同項の規定による代替資産とすることができるものとする。</p> <p><u>(短期保有資産と長期保有資産とがある場合等の買換差金の区分)</u></p> <p>33-47の5 措置法第33条第1項(同条第2項及び第3項並びに同法第33条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合において、・・・・・・、当該買換差金の額をそれぞれの譲渡資産の譲渡の時の価額(それぞれの譲渡資産の譲渡による収入金額が明らかであり、かつ、その額が適正であると認められる場合には、そのそれぞれの収入金額)の比により按分して計算した金額をそれぞれの譲渡資産に係る買換差金とする。</p> <p>(注)・・・・・・。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(短期保有資産と長期保有資産とがある場合等の買換差金の区分)</u></p> <p>33-47の2 措置法第33条第1項(同条第2項及び同法第33条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合において、・・・・・・、当該買換差金の額をそれぞれの譲渡資産の譲渡の時の価額(それぞれの譲渡資産の譲渡による収入金額が明らかであり、かつ、その額が適正であると認められる場合には、そのそれぞれの収入金額)の比によりあん分して計算した金額をそれぞれの譲渡資産に係る買換差金とする。</p> <p>(注)・・・・・・。</p>

改正後	改正前
<p>(特定非常災害に基因するやむを得ない事情により取得指定期間を延長するための手続等)</p> <p>33-49の2 措置法第33条第8項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、措置法規則第14条第8項に規定する申請書を措置法第33条第8項に規定する非常災害が生じた日の翌日から同条第3項に規定する取得指定期間（以下この項において「取得指定期間」という。）の末日の属する年の翌年3月15日（同日が措置法第33条の5第1項に規定する提出期限後である場合は、・・・・・・）。</p> <p>なお、措置法第33条第8項の規定の適用を受けた場合には、その後に同条第3項に規定する政令で定める場合に該当するとして取得指定期間の延長を行うことはできないことに留意する。</p> <p>措置法第33条の5《収用交換等に伴い代替資産を取得した場合の更正の請求、修正申告等》関係</p> <p>(代替資産を取得した場合の修正申告書の提出期限等)</p> <p>33の5-1 措置法第33条第3項において準用する同条第1項(措置法第33条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けた者が措置法第33条第3項に規定する取得指定期間内に代替資産を取得した場合において、・・・・・・。</p> <p>・・・・・・。</p> <p>措置法第34条《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係</p> <p>(代行買収の要件)</p> <p>34-2 ・・・・・・。</p> <p>(1) 買取りをした土地等に相当する換地処分又は権利変換後の換地取得資産(措置法令第22条の3第1項《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》に規定する換地取得資産をいう。35の2-10において同じ。)又は変換取得資産若しくは防災変</p>	<p>(特定非常災害に基因するやむを得ない事情により取得指定期間を延長するための手続等)</p> <p>33-49の2 措置法第33条第7項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、措置法規則第14条第8項に規定する申請書を措置法第33条第7項に規定する非常災害が生じた日の翌日から同条第2項に規定する取得指定期間（以下この項において「取得指定期間」という。）の末日の属する年の翌年3月15日（同日が措置法第33条の5第1項に規定する提出期限後である場合は、・・・・・・）。</p> <p>なお、措置法第33条第7項の規定の適用を受けた場合には、その後に同条第2項に規定する政令で定める場合に該当するとして取得指定期間の延長を行うことはできないことに留意する。</p> <p>措置法第33条の5《収用交換等に伴い代替資産を取得した場合の更正の請求、修正申告等》関係</p> <p>(代替資産を取得した場合の修正申告書の提出期限等)</p> <p>33の5-1 措置法第33条第2項において準用する同条第1項(措置法第33条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けた者が措置法第33条第2項に規定する取得指定期間内に代替資産を取得した場合において、・・・・・・。</p> <p>・・・・・・。</p> <p>措置法第34条《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係</p> <p>(代行買収の要件)</p> <p>34-2 ・・・・・・。</p> <p>(1) 買取りをした土地等に相当する換地処分又は権利変換後の換地取得資産(措置法令第22条の3第1項《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》に規定する換地取得資産をいう。以下37の9-19までにおいて同じ。)又は変換取得資産若しく</p>

改正後	改正前
<p>換取得資産は、・・・・・・。</p> <p>(2) ・・・・・・。</p> <p>(3) ・・・・・・。</p> <p>措置法第34条の2《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係</p> <p>(収用対償地の買取りに係る契約方式)</p> <p>34の2-5 ・・・・・・、収用の対償に充てられることとなる土地等（以下この項及び34の2-23において「代替地」という。）が公共事業施行者（措置法第33条第1項第1号に規定する土地収用法等に基づく収用（同項第2号の買取り及び同条第4項第1号の使用を含む。以下この項及び34の2-23において同じ。）を行う者をいう。以下この項及び34の2-23において同じ。）に買い取られる場合は、・・・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・・</p> <p>イ ・・・・・・。</p> <p>ロ ・・・・・・。</p> <p>ハ ・・・・・・。</p> <p>（注）・・・・・・。</p> <p>(2) ・・・・・・</p> <p>イ ・・・・・・。</p> <p>ロ ・・・・・・。</p> <p>措置法第34条の3《農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係</p> <p>(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表)</p> <p>34の3-1 措置法規則第18条第2項《農地保有の合理化等の証明書》に規定する書類の内容を一覧表で示すと別表5のとおりである。</p>	<p>は防災変換取得資産は、・・・・・・。</p> <p>(2) ・・・・・・。</p> <p>(3) ・・・・・・。</p> <p>措置法第34条の2《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係</p> <p>(収用対償地の買取りに係る契約方式)</p> <p>34の2-5 ・・・・・・、収用の対償に充てられることとなる土地等（以下この項及び34の2-23において「代替地」という。）が公共事業施行者（措置法第33条第1項第1号に規定する土地収用法等に基づく収用（同項第2号の買取り及び同条第3項第1号の使用を含む。以下この項及び34の2-23において同じ。）を行う者をいう。以下この項及び34の2-23において同じ。）に買い取られる場合は、・・・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・・</p> <p>イ ・・・・・・。</p> <p>ロ ・・・・・・。</p> <p>ハ ・・・・・・。</p> <p>（注）・・・・・・。</p> <p>(2) ・・・・・・</p> <p>イ ・・・・・・。</p> <p>ロ ・・・・・・。</p> <p>措置法第34条の3《農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係</p> <p>(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表)</p> <p>34の3-1 措置法規則第18条第4項《農地保有の合理化等の証明書》に規定する書類の内容を一覧表で示すと別表5のとおりである。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">措置法第35条《居住用財産の譲渡所得の特別控除》関係</p> <p>(固定資産の交換の特例等との関係)</p> <p>35-1、第37条の6《特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例》若しくは第37条の8《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、.、第37条又は第37条の4の規定の適用を受けることができるときは、.。</p> <p>(注)1。</p> <p>2、第37条又は第37条の4の規定の適用を受ける場合には、.。</p> <p style="text-align: center;">措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産の取扱い)</p> <p>37-26の3 譲渡資産の譲渡をした日の属する年の前年以前に取得した資産につき措置法第19条第1項各号に掲げる規定の適用を受けている場合には、.。</p> <p style="text-align: center;">措置法第37条の3《買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等》関係</p> <p>(買換えの特例が適用されないこととなった買換資産に係る特別償却)</p> <p>37の3-4。</p> <p>(1)。</p> <p>(2) 措置法第12条第4項及び第13条から第15条までの規定の適用を受けることができる期間は、.。</p> <p>(注)1。</p>	<p style="text-align: center;">措置法第35条《居住用財産の譲渡所得の特別控除》関係</p> <p>(固定資産の交換の特例等との関係)</p> <p>35-1、第37条の6《特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例》、第37条の8《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》若しくは第37条の9《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、.、第37条、第37条の4又は第37条の9の規定の適用を受けることができるときは、.。</p> <p>(注)1。</p> <p>2、第37条、第37条の4又は第37条の9の規定の適用を受ける場合には、.。</p> <p style="text-align: center;">措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産の取扱い)</p> <p>37-26の3 譲渡資産の譲渡をした日の属する年の前年以前に取得した資産につき措置法第19条第1項各号《特別償却等》に掲げる規定の適用を受けている場合には、.。</p> <p style="text-align: center;">措置法第37条の3《買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等》関係</p> <p>(買換えの特例が適用されないこととなった買換資産に係る特別償却)</p> <p>37の3-4。</p> <p>(1)。</p> <p>(2) 措置法第12条第3項及び第13条の2から第15条までの規定の適用を受けることができる期間は、.。</p> <p>(注)1。</p>

改正後	改正前
<p>2 例えば、措置法第12条第4項に規定する産業振興機械等（以下「産業振興機械等」という。）について、……、措置法第12条第4項の規定の適用を受けることができる。……、措置法第12条第4項の規定の適用を受けることができる。</p> <p>措置法第37条の5《既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(地上階数の判定)</p> <p>37の5-2 その建築される中高層の耐火建築物に地上階数4以上の部分と地上階数4に満たない部分とがある場合又はその建築される中高層の耐火共同住宅(措置法令第25条の4第5項に定める要件を満たすものに限る。)に地上階数3以上の部分と地上階数3に満たない部分とがある場合であっても、……。</p> <p>(注) ……。</p> <p>措置法第37条の6《特定の交換分合により土地等を譲渡した場合の課税の特例》関係</p> <p>(清算金を取得した場合の800万円特別控除)</p> <p>37の6-2 ……、土地等（農業振興地域の整備に関する法律第3条に規定する農用地等及び同法第8条第2項第3号に規定する農用地等とすることが適当な土地並びにこれらの土地の上に存する権利に限る。）につき、措置法第37条の6第1項第1号に規定する交換分合が行われた場合において、農業振興地域の整備に関する法律第13条の3の規定により清算金のみを取得するときは、……。</p>	<p>2 例えば、措置法第12条第3項に規定する産業振興機械等（以下「産業振興機械等」という。）について、……、措置法第12条第3項の規定の適用を受けることができる。……、措置法第12条第3項の規定の適用を受けることができる。</p> <p>措置法第37条の5《既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(地上階数の判定)</p> <p>37の5-2 その建築される中高層の耐火建築物に地上階数4以上の部分と地上階数4に満たない部分とがある場合又はその建築される中高層の耐火共同住宅(措置法令第25条の4第4項に定める要件を満たすものに限る。)に地上階数3以上の部分と地上階数3に満たない部分とがある場合であっても、……。</p> <p>(注) ……。</p> <p>措置法第37条の6《特定の交換分合により土地等を譲渡した場合の課税の特例》関係</p> <p>(清算金を取得した場合の800万円特別控除)</p> <p>37の6-2 ……、土地等（農業振興地域の整備に関する法律第3条に規定する農用地等及び同法第8条第2項第3号に規定する農用地等とすることが適当な土地並びにこれらの土地の上に存する権利及び集落地域整備法第2条第1項に規定する農用地並びに当該農用地の上に存する権利に限る。）につき、措置法第37条の6第1項第1号又は第2号に規定する交換分合が行われた場合において、農業振興地域の整備に関する法律第13条の3の規定(集落地域整備法第12条において準用する場合を含む。)により清算金のみを取得するときは、……。</p>

改正後	改正前
<p>(廃止)</p>	<p><u>措置法第37条の9《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》関係</u></p> <p><u>(「取得」の範囲)</u></p> <p><u>37の9-1</u> 措置法第37条の9第1項の規定は、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（以下37の9-5までにおいて「取得期間」という。）に土地等（同項に規定する土地等をいう。以下37の9-24までにおいて同じ。）の取得（同項に規定する取得をいう。以下37の9-23までにおいて同じ。）をした者に限り適用があるのであるが、同項及び措置法令第25条の7第3項の規定により、当該取得には、相続、遺贈、贈与、交換、所有権移転外リース取引及び代物弁済による取得（以下この項において「相続等による取得」という。）並びに当該取得をした者からの相続等による取得は含まれないことに留意する。</p> <p><u>(取得をした日の判定)</u></p> <p><u>37の9-2</u> 土地等の「取得をした日」の判定は、所得税基本通達33-9《資産の取得の日》の取扱いに準ずる。</p> <p><u>(収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の適用を受けた土地等の取得の日の判定)</u></p> <p><u>37の9-2の2</u> 措置法第33条《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》、第33条の2《交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》又は第33条の3《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》の規定の適用を受けて取得した土地等（交換により取得したものを除く。）を先行取得土地等として措置法第37条の9第1項の規定の適用を受ける場合には、当該土地等はその実際の取得の日を取得したことになることに留意する。</p> <p><u>(不動産売買業者の有する土地等)</u></p> <p><u>37の9-3</u> 措置法第37条の9の規定は、所得税法第2条第1項第16号《定義》に規定する棚卸資産及び雑所得の基因となる土地等については適用がないのであるが、不動産売買業者を営む者の有する土地等で、その者が使用し若しくは他に貸し付けているもの（販</p>

改正後	改正前
(廃止)	<p>売の目的で所有しているもので一時的に使用し又は他に貸し付けているものを除く。)又はその者が具体的な使用計画に基づいて使用することを予定して相当の期間所有していることが明らかであるものは、棚卸資産に該当しない。</p>
(廃止)	<p>(特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除に関する取扱いの準用) 37の9-4 土地等の取得が措置法令第25条の7第2項《特殊関係者の範囲》に掲げる者からの取得に該当するかどうかの判定等については、35の2-3から35の2-7までに準じて取り扱うものとする。</p>
(廃止)	<p>(特例の対象となる先行取得土地等) 37の9-5 先行取得土地等（措置法第37条の9第1項に規定する先行取得土地等をいう。以下37の9-20までにおいて同じ。）とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う個人（以下37の9-21までにおいて「個人事業者」という。）が、取得期間内に取得をした土地等をいうのであり、当該土地等の取得後の用途は問わないことに留意する。 (注) したがって、例えば、当該個人事業者が取得期間内に取得をした土地等が、取得後空閑地となっている場合であっても、先行取得土地等に該当する。</p>
(廃止)	<p>(著しく低い価額の対価による取得) 37の9-6 土地等の取得には、贈与によるものは含まれないのであるが、当該贈与には、相続税法第7条本文《贈与又は遺贈に因り取得したものとみなす場合》の規定により贈与により取得したものとみなされる取得を含むものとし、当該取得に係る土地等のうち、当該土地等のその取得の日における価額からその取得の対価の額を控除した金額に相当する部分は贈与による取得があったものとする。この場合において、当該贈与による取得があったものとする部分の金額は、先行取得土地等の取得価額に含まれないことに留意する。</p>
(廃止)	<p>(立退料等を支払って貸地の返還を受けた場合) 37の9-7 土地を他人に使用させていた個人事業者が、立退料等を支払ってその借地人から貸地の返還を受けた場合には、当該土地の借地権等に相当する部分の取得があったものとし、当該支払った金額（その金額のうちその借地人から取得した建物、構築物</p>

改正後	改正前
(廃止)	<p>等で当該土地の上にあるものの対価に相当する金額があるときは、当該金額を除く。)を当該土地の借地権等に相当する部分の取得価額として措置法第37条の9第1項の規定を適用することができるものとする。</p>
(廃止)	<p>(事業の範囲) 37の9-8 措置法第37条の9第1項に規定する「事業」には、措置法第37条第1項の規定により、「事業に準ずるもの」が含まれることに留意する(以下37の9-18までにおいて同じ。) なお、当該「事業に準ずるもの」の範囲の判定は、37-3の取扱いに準ずる。</p>
(廃止)	<p>(事業用土地等の「譲渡」の意義) 37の9-9 事業用土地等(措置法第37条の9第1項に規定する事業用土地等をいう。以下37の9-24までにおいて同じ。)の同項に規定する譲渡とは、同項及び措置法令第25条の7第5項の規定により、利益金額(同項に規定する利益金額をいう。以下37の9-22までにおいて同じ。)が生じる場合の譲渡(同一年中に2以上の譲渡が行われた場合には、それぞれの譲渡。以下37の9-24までにおいて「譲渡」という。)をいうことに留意する。</p>
(廃止)	<p>(事業の用に供しているものの判定時期等) 37の9-10 個人事業者の所有する他の土地等(措置法第37条の9第1項に規定する他の土地等をいう。以下37の9-17までにおいて同じ。)が同項に規定する「事業の用に供しているもの」であるかどうかの判定は、原則として、当該他の土地等の譲渡契約締結時の現況により行うのであるが、事業の用に供されていた他の土地等が土地収用法に規定する事業の認定があったこと、収用等に該当する買取り等の申出があったことなどにより譲渡を余儀なくされることが明らかになったため、譲渡契約締結時には事業の用に供されていない場合であっても、当該他の土地等は同項に規定する「事業の用に供しているもの」に該当するものとして取り扱う。</p>
(廃止)	<p>(事業の用に供しているものの意義) 37の9-11 個人事業者の所有する他の土地等が事業の用に供されているかどうかの判定は、37-21の取扱いに準ずる。</p>

改正後	改正前
(廃止)	<p><u>(個人事業者の所有する他の土地等が事業の用と事業以外の用とに併用されている場合の取扱い)</u></p> <p>37の9-12 個人事業者の所有する他の土地等が事業の用と事業以外の用とに併せて供されている場合の措置法第37条の9第1項の規定の適用については、その事業の用に供されている部分を「事業の用に供しているもの」とする。ただし、その事業の用に供されている部分がおおむね90%以上である場合には、当該他の土地等の全部を「事業の用に供しているもの」として差し支えない。</p> <p>④ 事業用部分と非事業用部分は、原則として、面積の比により判定するものとする。</p>
(廃止)	<p><u>(土地区画整理事業等の施行地区内の他の土地等の事業用の判定)</u></p> <p>37の9-13 土地区画整理法による土地区画整理事業、新都市基盤整備法による土地整理、大都市地域住宅等供給促進法による住宅街区整備事業又は土地改良法による土地改良事業の施行地区内にある他の土地等が事業の用に供されているかどうかの判定については、37-21の2の取扱いを準用する。</p>
(廃止)	<p><u>(事業用土地等についての適用除外)</u></p> <p>37の9-14 事業用土地等の譲渡について措置法第33条から第33条の4《収用等の場合の課税の特例》までの規定の適用を受けることができる場合には、これらの規定の適用を受けないときにおいても、措置法第37条の9の適用はないことに留意する。</p>
(廃止)	<p><u>(事業の用に供している先行取得土地等を譲渡した場合)</u></p> <p>37の9-15 個人事業者が措置法第37条の9第1項に規定する届出書(以下この項において「届出書」という。)が提出された一の先行取得土地等を事業の用に供している場合(当該個人事業者が届出書が提出された他の先行取得土地等を所有している場合に限る。)において、当該一の先行取得土地等を譲渡したときは、当該一の先行取得土地等を事業用土地等として、同項の規定を適用することができることに留意する。</p> <p>なお、当該譲渡をした日の属する年の前年以前において同条第5項の規定の適用を受け取得価額が減額された一の先行取得土地等についても同様である。</p>
(廃止)	<p><u>(固定資産である土地に区画形質の変更等を加えて譲渡した場合の事業用の判定)</u></p>

改正後	改正前
(廃止)	<p>37の9-16 その個人事業者の事業の用に供されている土地に区画形質の変更を加え若しくは水道その他の施設を設け又は建物を建設して、その区画形質の変更等を加えた後速やかに譲渡した場合において、当該土地が所得税基本通達33-4《固定資産である土地に区画形質の変更等を加えて譲渡した場合の所得》の(注)により、固定資産に該当するものであるときは、当該土地は、事業用土地等に該当するものとして措置法第37条の9第1項の規定を適用することができるものとする。</p> <p>当該土地の譲渡による所得のうち所得税基本通達33-5《極めて長期間保有していた土地に区画形質の変更等を加えて譲渡した場合の所得》により譲渡所得とする部分がある場合における当該譲渡所得に係る収入金額に相当する部分の土地についても、また同様とする。</p>
(廃止)	<p>(生計を一にする親族の事業の用に供している他の土地等)</p> <p>37の9-17 措置法第37条の9第1項の規定は、個人事業者が自らその所有する他の土地等を事業の用に供している場合に適用があるのであるが、当該個人事業者と生計を一にする親族が当該個人事業者の所有する他の土地等を事業の用に供している場合には、当該他の土地等は当該個人事業者が自ら事業の用に供しているものとして同項の規定を適用することができるものとする。</p>
(廃止)	<p>(借地権等の返還により支払を受けた借地権等の対価に対する特例の適用)</p> <p>37の9-18 個人事業者が他人の土地を使用して事業を行っている場合において、当該土地に係る借地権等をその土地の所有者に返還し、その土地の所有者から立退料の支払を受けた場合には、当該支払を受けた金額のうち借地権等の価額に相当する金額は、借地権等の譲渡による対価として、措置法第37条の9第1項の規定を適用することができるものとする。</p>
(廃止)	<p>(換地処分等により取得した土地等)</p> <p>37の9-19 先行取得土地等につき土地区画整理法による土地区画整理事業、新都市基盤整備法による土地整理、大都市地域住宅等供給促進法による住宅街区整備事業、土地改良法による土地改良事業、都市再開発法による市街地再開発事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律によるマンション建替事業が施行された場合において、当該事</p>

改正後	改正前
(廃止)	<p><u>業の施行により換地取得資産、変換取得資産、対償取得資産、防災変換取得資産又は変換後資産（措置法令第22条の3第9項に規定する変換後資産をいう。）（以下この項において「換地取得資産等」という。）を取得した場合には、当該換地取得資産等のうち土地等に係る部分については、先行取得土地等に該当するものとして措置法第37条の9第1項の規定を適用する。</u></p>
(廃止)	<p><u>(対象先行取得土地等)</u> <u>37の9-20</u> 対象先行取得土地等（措置法第37条の9第1項に規定する対象先行取得土地等をいう。以下37の9-23までにおいて同じ。）とは、事業用土地等の譲渡をした日の属する年の12月31日（その者が死亡した日の属する年にあつては、その死亡の日）において個人事業者が所有する先行取得土地等をいうのであるが、これに該当するものであつても、当該譲渡をした日の属する年の前年以前において同条第5項の規定の適用を受け取得価額が減額された先行取得土地等のうち、当該譲渡をした日の属する年の取得価額が零であるものは対象先行取得土地等には含まれないことに留意する。</p>
(廃止)	<p><u>(繰延利益金額から控除する譲渡損失の金額)</u> <u>37の9-21</u> 個人事業者が、その年中に事業用土地等以外の2以上の土地等又は建物等について措置法令第25条の7第5項に規定する譲渡をした場合において、これにより譲渡損失金額（同項に規定する譲渡損失金額をいう。）が生じるかどうかは、当該土地等又は建物等のそれぞれの譲渡損益を合計したところにより判定することに留意する。</p>
(廃止)	<p><u>(短期保有の事業用土地等と長期保有の事業用土地等とがある場合の事業用土地等の譲渡による譲渡所有の金額の区分)</u> <u>37の9-22</u> 措置法第37条の9第1項の規定を適用する場合において、譲渡した事業用土地等のうちに分離短期譲渡所得の基因となる事業用土地等と分離長期譲渡所得の基因となる事業用土地等がある場合には、当該事業用土地等の譲渡による譲渡所得の金額を譲渡したそれぞれの事業用土地等の利益金額の比によりあん分して計算した金額をそれぞれの事業用土地等の譲渡による譲渡所得の金額とする。</p>
(廃止)	<p><u>(適用年において対象先行取得土地等が2以上ある場合の事業用土地等の繰延利益金額相当額の控除の順序)</u></p>

改正後	改正前
<p>(廃止)</p>	<p>37の9-23 措置法第37条の9第1項の規定の適用を受けた年（以下この項において「適用年」という。）の翌年以後の対象先行取得土地等の取得価額の計算を行う場合において、適用年において2以上を対象先行取得土地等があるときには、次の点に留意する。</p> <p>(1) 当該2以上を対象先行取得土地等のうちに平成21年対象先行取得土地等（対象先行取得土地等のうち平成21年1月1日から同年12月31日までの間に取得をしたものをいう。以下この項において同じ。）と平成22年対象先行取得土地等（対象先行取得土地等のうち平成22年1月1日から同年12月31日までの間に取得をしたものをいう。以下この項において同じ。）がある場合には、事業用土地等の繰延利益金額相当額（措置法第37条の9第5項に規定する繰延利益金額に相当する金額をいう。以下この項において同じ。）は、同条第6項の規定により、まず平成21年対象先行取得土地等の適用年の取得価額から控除し、なお控除しきれない部分の金額があるときは、平成22年対象先行取得土地等の適用年の取得価額から控除する。</p> <p>(2) 同一年中に取得した対象先行取得土地等が2以上ある場合において、事業用土地等の繰延利益金額相当額をいずれの対象先行取得土地等の適用年の取得価額から優先して控除するかは、納税者の選択したところによる。</p> <p>なお、この場合において、当該事業用土地等の繰延利益金額相当額は、まず納税者が優先して控除することを選択した対象先行取得土地等の適用年の取得価額から控除し、なお控除しきれない部分の金額があるときは、その控除しきれない部分の金額を他の対象先行取得土地等の適用年の取得価額から控除することに留意する。</p> <p>(注) 最初に措置法第37条の9第1項の規定の適用を受けた年の翌年以後に、再び同項の規定の適用を受け、その年の翌年以後の対象先行取得土地等の取得価額の計算を行う場合においても同様である。</p> <p>(2,000万円控除等の特例と平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例との適用関係)</p> <p>37の9-24 その年中に事業用土地等を2以上譲渡した場合において、当該事業用土地等のうちに措置法第34条《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》の規定の適用を受けることができる土地等（以下この項において「特別控除対象土地等」という。）があり、特別控除対象土地等の全部又は一部について同条の規定の適用を受けるときは、特別控除対象土地等以外の土地等についてのみ措置法第37条の9第1項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">措置法第40条の3の2《債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例》関係</p> <p>(中小企業者の範囲)</p> <p>40の3の2-1 ……、措置法令第27条の4 <u>第25項</u>に規定する法人をいい、……。</p> <p>(1) ……</p> <p>イ ……</p> <p>(イ) ……</p> <p>A ……</p> <p>B ……</p> <p>C <u>法人税法第4条の3</u>に規定する受託法人</p> <p>(ロ) ……</p> <p>ロ ……</p> <p><u>ハ 他の通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下ハにおいて同じ。）のうちいずれかの法人が次に掲げる法人に該当しない場合における通算法人</u></p> <p>(イ) <u>資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人のうちイ及びロに掲げる法人以外の法人</u></p> <p>(ロ) <u>資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人</u></p> <p>(2) 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人（<u>当該法人が法人税法第2条第12号の6の7に規定する通算親法人である場合には、ハに掲げる法人を除く。</u>）</p> <p>(注) ……。</p>	<p style="text-align: center;">措置法第40条の3の2《債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例》関係</p> <p>(中小企業者の範囲)</p> <p>40の3の2-1 ……、措置法令第27条の4 <u>第12項</u>に規定する法人をいい、……。</p> <p>(1) ……</p> <p>イ ……</p> <p>(イ) ……</p> <p>A ……</p> <p>B ……</p> <p>C <u>法人税法第4条の7</u>に規定する受託法人</p> <p>(ロ) ……</p> <p>ロ ……</p> <p>(2) 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人</p> <p>(注) ……。</p>